

第 3 3 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 3 年 1 2 月 7 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 3 年 1 2 月 7 日 午前 1 0 時 1 0 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳		○	
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 6 番	新井 正喜	委員
	議席 1 1 番	須田 和敏	委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	千木良 典行	
	統括主幹(農地調整係長)	吉田 徳之	
	統括主幹(農業振興係長)	狩野 康信	
	主 任	中嶋 辰哉	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

5日の日曜日、地区情報会議につきましては、大変お世話になりました。新井委員のご厚意によりゆず狩りを体験させていただきまして、誠にありがとうございました。

それから、お手元に視察研修会の時の集合写真と農業委員手帳を配布させていただきました。手帳について、推進委員の皆さんの分は、お手数をおかけしますが、各班長からお配りをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。また、11月に行われた協議会の全体研修に欠席された方につきましては、研修資料を配布させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、第33回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

議案書の差替えがありますので、ご報告いたします。差替えの理由については、議案第5号の「農地法第2条第1項の規定による農地の決定について」が、委員の皆様へ議案書を発送後、所有者から非農地ではなく農地とするとの申出があったため、修正した議案書をお手元に配布させていただきました。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

おはようございます。

改めまして、12月1日の研修会のお礼を申し上げます。大変ご協力ありがとうございます。無事にできましたという報告でございます。それから、今月5日の赤城地区の推進委員の総会でございますけれど、新井委員、新井班長からご招待いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、令和3年度第33回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力によりスムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中18人で、会議は成立しました。

なお、議席番号17番、廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号6番、新井正喜委員、議席番号11番、須田和敏委員を指名したいと思います。これにご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議事録署名委員は、新井正喜委員と須田和敏委員に決定しました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

報告書の1ページをお願いいたします。農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、農地法第5条関係の許可番号5の124の記載の1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和3年11月16日に意見聴取をいたしましたところ、同日付けをもちまして、許可妥当との回答がありました。つきましては、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。

報告書の3ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 着座にて説明させていただきます。ただいまご上程いただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。

報告書の5ページをお願いいたします。農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。
	（「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。 報告書の7ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、7ページから8ページに記載の番号1番から9番の9件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。 以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。
	（「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。

事務局	ただいまご上程いただきました報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。 報告書の9ページをお願いいたします。制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、9ページから11ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は記載のとおりであります。 以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続きまして、議事日程第8、報告第6号、農作物栽培高度化施設の届出についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第6号、農作物栽培高度化施設の届出についてをご説明いたします。 報告書の13ページをお願いします。農作物栽培高度化施設の届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、13ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者の住所、氏名、届出者が有する土地の権利、土地の表示及び面積、栽培開始時期、栽培する農作物及び年間の栽培計画は記載のとおりであります。 今回の届出については、平成30年の制度改正によるもので、渋川市農業委員会では今回が初めてでありますので、内容を少し説明させていただきます。 農作物栽培高度化施設とは、農作物の栽培の用に供する施設であって、農作物の栽培の効率化又は高度化を図るためのもののうち、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものです。農業委員会へ農地法第43条第1項の規定による届出を行うことで、底面を全面コンクリート等で覆った農業用ハ

ウス等の設置が可能となるものです。該当基準としましては、農作物の栽培の用に供する施設であること。施設の棟高は8メートル、軒高6メートル以内とし、平屋構造に限ること。周辺農地に2時間以上日陰が生じないこと等が条件となります。

なお、この届出により、該当土地は農地の扱いのままとなります。
以上で報告第6号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

4 番

はい。4番、角田。

議 長

4番、角田委員。

4 番

1点だけお尋ねしたいのですけれども、栽培開始時期が令和2年3月となっておりますが、現時点で令和3年が終わろうとしています。それまでの経過というか、説明は事務局長がしたとおりだと思うのですが、その時間的なずれというか、なんで1年届出が遅れたのか。その辺の詳細が分かりましたらお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。この施設につきましては、工事完了が令和2年3月ということになっております。

この方が3条の申請を上げてきた際、事務局の方で全部効率利用の調査をさせていただきました。その段階で、この方の所有地にこの建物が建っているということで、事情を確認しながら、どのような形で是正をするか検討させていただきました。相談をする中で、その方は栽培高度化施設で利用していくということで、現地確認をさせていただきましたら、実際に言われたとおり施設を利用していましたので、それであればこういう形で届出ができますということで、本人に是正のお願いをさせていただきました。本人とすれば、その辺が無知だったということであろうかと思うんですけれど、これで是正をして、違反ではないという形で届出をして、総会の方にご報告させていただいた状況であります。以上です。

4 番

はい。4番、角田。

議 長	4 番、角田委員。
4 番	周辺の方々もいずれ内容とかが分かってくると思うんですけれども、その時点において、こういうものですよと地元の委員としても説明をしていきたいという考えでおります。
議 長	ほかに何かございますか。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続きまして、議事日程第9、報告第7号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。 それでは、渋川・伊香保地区を野村第2班長、子持・赤城・北橘地区を星野第2班長より報告をお願いします。 最初に、野村第2班長、お願いいたします。
1 5 番	11月26日に実施しました、第2班、渋川・伊香保地区の現地調査報告をいたします。 参加者は、齊藤由香委員、青木委員、高橋委員、事務局の吉田係長、儘田主事と私、野村の6名で実施しました。 渋川・伊香保地区の今回の許可申請は、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が8件、合計9件でありました。 それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧をいただきたいと思います。 はじめに、5条の計画変更申請であります。議案書の5ページをご覧ください。申請番号1番の現地は、東は雑種地、西と南は宅地、北は道路となっています。特に問題はないかと思われま。 次に、5条申請であります。7ページをご覧ください。申請番号5の1番の現地は、東と南は山林、西と北は畑と道路となっています。これについても問題ないと思われま。 申請番号5の2番の現地は、東は道路、西と南は宅地、北は畑となっています。これについても問題ないと思われま。 8ページをご覧ください。申請番号5の3番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっています。これについても問題ないと思われま。 申請番号5の4番の現地は、東は宅地、西と南と北は道路となっています。これについても問題ないと思われま。 申請番号5の5番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は宅地となっています。これについても問題ないと思われま。

申請番号5の6番の現地は、東は宅地と雑種地、西と北は道路、南は畑と宅地となっています。これについても問題ないと思われます。

9ページをご覧ください。申請番号5の7番の現地は、5条の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。

申請番号5の8番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっています。これについても問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班、渋川・伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続いて、星野第2班長、お願いいたします。

1 番

第2班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告をいたします。令和3年11月26日金曜日に実施しました。

参加者は、角田委員、新井委員、石田委員、山本会長と私、星野。事務局は、狩野係長、山口主事の合計7名で実施しました。

今回の申請は、第5条申請が5件でありました。議案書10ページの申請番号5の11番については、取下げがありましたので、現地調査は割愛いたしました。

それでは、議案書に沿って報告させていただきます。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧いただきたいと思います。

議案書の9ページでございます。申請番号5の9番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。一時転用で、露天駐車場用地となっております。特に問題ないと思われます。

申請番号5の10番の現地は、東と南は道路、西は宅地と一部水路、北は宅地となっています。転用の目的は、一般住宅用地であります。特に問題ないと思われます。

10ページをご覧ください。申請番号5の12番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっています。黒土採取用地、一時転用でございます。これも特に問題ないと思われます。

申請番号5の13番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっています。一般住宅用地の転用です。これも問題ないと思われます。

なお、農地区分については、現地調査出発前に事務局より説明を受けまして、特に問題ないと思われます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたら、お願いいた

します。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から6番の6件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

説明に入る前に、議案書2ページの申請番号3の3番については、11月26日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお願いします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の1ページから3ページ関連です。議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。申請番号3の1番から6番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番及び2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

2ページ、3ページをお願いいたします。申請番号3の4番から6番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の3番は取下げとのことですので、申請番号3の3番

を除く申請番号3の1番から6番の5件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の3番を除く申請番号3の1番から6番の5件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の3番を除く申請番号3の1番から6番の5件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。

議案書の5ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名、土地の表示、転用目的等は議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、平成15年6月16日付け群馬県指令により一般住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、事情の変化により計画を実行できませんでした。一方、変更後申請人は、許可地の一部を一般住宅用地として計画するものであり、売買による両者の話合いが整いましたので、一部承継したく計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。 申請番号1番の1件について審議します。質疑のある方はお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第12、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号5の1番から13番の13件を上程し、審議いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。 説明に入る前に、議案書10ページの申請番号5の11番については、11月18日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお願いします。 それでは、説明に入らせていただきます。議案書の7ページから10ページ関連です。議案書の7ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号5の1番から13番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。 申請番号5の1番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。 申請番号5の2番は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周

辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

8ページをお願いいたします。申請番号5の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

9ページをお願いいたします。申請番号5の7番は、J Rの駅から約120メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の10番は、J Rの駅から約100メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

10ページをお願いいたします。申請番号5の12番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の13番は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の11番は取下げとのことですので、申請番号5の11番を除く申請番号5の1番から13番の12件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号5の11番を除く申請番号5の1番

から13番の12件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の11番を除く申請番号5の1番から13番の12件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地につきましては、渋川地区、子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画内容の公告につきましては、令和4年1月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が8人、借受人が6人、筆数が16筆、面積が1万9,628平方メートルです。この個別の内訳は、12ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第4号、農用地利用集積計画の決定については、認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
続きまして、議事日程第14、議案第5号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定についてを議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第2条第1項の規定による農地の決定につきましてご説明いたします。

本日配布いたしました議案書の13ページから15ページ関連です。議案書の13ページをお願いします。議案第5号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定について、次のとおり再生利用が困難な農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定を総会にお願いするものです。

この決定につきましては、農地法の政省令の施行に伴う運用通知により農業委員会はその判断を行うこととなっております。過日、関係委員により現地確認をしていただきました。再生利用が困難と見込まれる、農地に該当しない非農地の決定は、関係者への事前確認通知により所有者等の意向を踏まえて、最終的に合計で所有者33人、筆数42筆、4万4,084.14平方メートルとなっております。この個別の内訳は、議案書の14ページから15ページに記載の非農地該当農地総括表のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第5号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定については、議案のとおり認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第33回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時10分>